

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	1、カンボジアにおける地雷処理の中核組織であるカンボジア地雷処理センター(CMAC)に、地雷処理技術を移転して自立処理能力の向上を図る。 2、地域住民が置かれている生活環境の安全性を向上させる。
(2) 事業の必要性(背景)	(ア)カンボジアはベトナム戦争とその後のベトナム軍の侵攻及び内戦により、全土が地雷・不発弾に汚染されている。特にバットアンバン州の地雷汚染はカンボジアで最も深刻であり、住民の生活環境を脅やかすとともに社会・経済発展を阻害している。 (イ)地雷処理現場であるラタナックモンドル郡トラエンコミューンの3村及びレックスミーサンハーコミューンの1村は、ベトナム軍が侵攻し、また内戦が行われた地域であり、被害も大きい。2002～12年までの過去11年間の地雷・不発弾被害者総数は約70名で、地雷被害者数が63%を占める。地雷事故の大部分は、地雷被害者が生活のためやむを得ず地雷原に入ったために起きた事故である。住民の安全を確保し、貧困を解消して地域の自立と再生を促すためには、先ず地雷を迅速に除去する必要がある。 (ウ)JMASの共同相手であるCMACは、2019年までに対人地雷の脅威を除去し、対戦車地雷等のリスクを最小化するという政府方針に寄与するため、処理の迅速化を推進している。このためには、ランドリリース方式に基づく処理、機械と人力の統合処理が必要とされるが、まだ自立して処理活動を行えるレベルには達していない。また、CMAC本部等や小隊長等の現場指揮官はいずれも、組織管理に関するマネジメント意識・能力が十分ではなく、処理活動の効率性を妨げている。これらは特に、技術移転の観点から支援が必要である。
(3) 事業内容	(ア)技術移転 (a) 2011年度事業から3年計画で技術移転を進めてきたが、2012年度事業で取り入れたランドリリース等の新しい処理技法に基づく地雷処理を、事業編成内の地雷処理小隊各級指揮官自らが、計画・実施できることを目標とする。 (b) 技術移転の重点は、ランドリリース方式に基づく地雷処理、機械と人力の統合処理、及び小隊長等に必要とされる管理技能とする。 (c) 技術移転の対象は小隊長・班長等とし、事業編成内の地雷処理小隊各級指揮官及び第2地雷除去地域隊(DU2)内の地雷処理小隊各級指揮官に対してはOJT(実業務を通じた教育)で、また、CMACの全地雷処理小隊各級指揮官に対し集合訓練、巡回指導により技術移転を行う。この際、2011年度にJMASとCMACが協同作成した「野外運用ハンドブック」の活用を図る。 (d) 集合訓練及び巡回指導に際しては、CMACと合同の教官チームを編成する。 (イ)地雷処理 本年度は、トラエンコミューンの3村(プチュウ村、スバイソー村、オータッコロ村)

	及びレックスミーサンハーコミューンのレックスミーサンハー村において、286 ha(そのほかに予備地域50ha)の地雷原処理を予定している。このため、日本人専門家2名の指導の下、CMACと連携しつつ、ランドリリース方式に基づく地雷原の調査と処理要領の決定を的確に行い、処理効率の向上を図る。具体的な処理については、2個の人力処理小隊とDM(Demining Machine: 対人地雷除去機)及びBC(Brush Cutter: 灌木除去機)チームを統合運用し、地雷の種類、地形、植生等に応じた最適の処理を実施する。 (ウ)地域復興支援(参考) DMによる地雷処理と連携して、州、コミューン等の地域復興計画と調整を行い、住民生活に必要な道路、溜池等のインフラ整備工事をCMACと協同で実施するとともに、学校、井戸等の建設を現地業者に発注し、地域復興支援事業を行う。所要経費は自己資金による。この事業を、「安全な村づくり事業」(Safety Village Construction: SVC)と呼称している。
(4) 持続発展性	(ア)地雷処理技術移転を通じてCMAC全体のレベルの向上が図られ、JMAS撤退後も、CMAC独自の継続的な地雷処理が可能となる。 (イ)カンボジア政府は、「国家地雷処理戦略」において、2019年までに対人地雷脅威の除去し、対戦車地雷のリスクを最小化することを目標に、地雷処理を継続する旨の国際誓約を行っている。 (ウ)地雷処理跡地の利用計画は毎年、州の地雷処理計画作成機関であるMAPUが指導してコミューン・郡・州レベルの会議を開催し規則に従って策定される。地雷処理跡地は農業用耕作地、居住地域等として議会等の討議を経て割り当てられ、また、建設される学校、道路、井戸等は基本的に郡、コミューン等が維持管理に責任を負っている。この様に、地雷処理が有効に社会・経済発展等に繋がるよう体制も確立されている。
(5) 期待される成果と成果を測る指標	(ア)期待される成果 (a) 技術移転 1、CMAC 地雷処理小隊各級指揮官、とりわけ事業編成内の地雷処理小隊各級指揮官は自ら、ランドリリース方式に基づく地雷原処理、機械と人力の統合処理について、職務遂行に必要な状況判断、処理計画の作成及び処理が実施できる。 2、CMAC 地雷処理小隊は、各級指揮官が行う教育訓練を通じ技術移転に係わる内容について能力が向上し、より迅速な地雷処理を行うことができる。 3、CMACにとっては、地雷処理の新しいコンセプトに係る技術移転であり、今後の処理の在り方を示すとともに処理組織等の改革にもつながることから、CMACの自立処理を効果的に促すことができる。 (b)地雷処理 1、地雷を処理することにより、地雷被害が減少し、地域住民の安全を確保することができる。

	2、地雷処理跡地の利用を進めることで、地域住民の生活及び生活環境の改善し、地域の社会・経済発展を促すことができる。また、生活の改善・向上は、地雷の危険を冒す行動の減少につながる。 (イ) 成果を測る指標 (a) 技術移転 1、技術移転対象人員： 総計366名 (1) OJT により技術移転 事業編成内の地雷処理小隊各級指揮官16名(隊員44名) 事業編成外の DU2 地雷処理小隊各級指揮官50名(細部は調整による) 合計66名 (2) 集合訓練による技術移転 CMAC の全地雷処理小隊各級指揮官100名 (3) 巡回指導による技術移転 8個の CMAC 地雷処理小隊(全国、任意抽出)200名 2、技術移転状況の評価 (1) 事業編成内の地雷処理小隊各級指揮官については、ランドリリース方式に基づく地雷処理要領及び機械と人力の統合処理、並びに、管理技能等に関する各級指揮官ごとの評価基準を作成し、基準の80%のレベルに達するように技術移転を推進する。 (2) CMAC の全地雷処理小隊を対象とし、小隊を抽出して巡回指導を行い、全般的な観点から移転状況を判断し必要な指導を行う。 3、地雷原処理面積 地雷原処理の迅速化に伴う処理面積の増大 (b) 地雷処理 1、地雷原286ha の処理 直接裨益世帯数: 170世帯、間接裨益人口: 1, 546世帯(6, 734人) 2、地雷処理跡地の利用 米作地 64ha(22%) キャッサバ畑 106ha(37%) とうもろこし畑 77ha(27%) その他の畑 39ha(14%) 3、地雷処理地域における、地雷に起因する事故ゼロ・被害者ゼロ
--	--